

議案第 4 5 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

マンション管理計画認定制度における事務手数料を定めたいため

海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(24) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。

以下この号において「法」という。）に基づく手数料

ア 法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に係る手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）の数が1である場合 2,000円

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 2,000円に、長期修繕計画の数から1を差し引いた数に1,000円を乗じて得た額を加算した額

イ 法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の更新認定の申請に係る手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 24,000円

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 24,000円に、長期修繕計画の数から1を差し引いた数に8,000円を乗じて得た額を加算した額

ウ 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更認定の申請に係る手数料は、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額とする。

(ア) 認定基準（法第5条の7第2項において準用する法第5条の4各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）に関する事項に係る規約（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。以下同じ。）の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 変更する規約の数が1である場合 6,000円

- b 変更する規約の数が2以上である場合 6, 000円に、変更する規約の数から1を差し引いた数に2, 500円を乗じて得た額を加算した額
- (イ) 認定基準に関する事項に係る長期修繕計画の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 変更する長期修繕計画の数が1である場合 9, 000円
 - b 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 9, 000円に、変更する長期修繕計画の数から1を差し引いた数に7, 500円を乗じて得た額を加算した額
- (ウ) 認定基準に関する事項に係るウ(ア)及び(イ)以外の事項の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 当該事項を変更する管理組合（法第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）の数が1である場合 5, 000円
 - b 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 5, 000円に、当該事項を変更する管理組合の数から1を差し引いた数に2, 500円を乗じて得た額を加算した額

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。